資料 28

相模原市地球温暖化対策実行計画

（事務事業編）

平成２４年３月

相模原市

相模原市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

目　次

第１章　計画策定の趣旨とこれまでの取組
１－１　計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
１－２　計画の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
１－３　計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
１－４　旧計画における取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第２章　計画の基本的事項
２－１　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
２－２　基準年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
２－３　計画の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
２－４　計画の対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
２－５　温室効果ガス総排出量の算定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

第３章　温室効果ガスの排出状況と削減目標
３－１　温室効果ガスの排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
３－２　削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

第４章　温室効果ガスの排出削減に向けた取組
４－１　施設・設備の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
４－２　公用車の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
４－３　廃棄物対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
４－４　資源・エネルギーの有効利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

第５章　計画の推進体制及び進行管理
５－１　推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
５－２　進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

第１章　計画策定の趣旨とこれまでの取組

１－１　計画策定の背景

平成 9 年 12 月に開催された地球温暖化防止京都会議において、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に向けて世界的に取り組むことが確認され、京都議定書が採択されました。この中で、わが国については、温室効果ガスの総排出量を平成 20 年から平成 24 年までの第 1 約束期間に、平成 2 年比で 6%削減するとの目標が定められました。

また、平成 11 年 4 月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」といいます。）が施行され、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれが取り組むべき責務が明らかにされるとともに、地方公共団体に対して、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）の策定を義務付けました。

このことを受け、本市では平成 16 年 4 月に「相模原市地球温暖化対策実行計画」（以下「旧計画」といいます。）を策定し、事務事業に伴う温室効果ガスの排出抑制に取り組んできたところですが、平成 20 年 6 月の温対法改正により、都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画において、自らの事務事業に係るもののほか、新たに区域全体における温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を掲げることが義務付けられました。

この市域全体における削減計画と事務事業に伴う削減計画が一体となって本市の温暖化対策を推進していく必要があることから、市域全体の削減計画の策定作業と合わせて旧計画を改定することとし、新たに「相模原市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「本計画」といいます。）として策定するものです。

なお、市域全体の削減計画については、「相模原市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」といいます。）として別に策定します。

１－２　計画の意義

本市の事務事業に伴う年間の温室効果ガス総排出量は、市域全体における総排出量の約 2.4%（※1）を占めており、市内における大規模な排出事業者の一つであるといえます。

近年、温対法や「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和 54 年法律第 49

号。以下「省エネ法」といいます。)、「神奈川県地球温暖化対策推進条例」(平成 21 年神奈川県条例第 57 号。以下「県条例」といいます。) などの法令等において、温室効果ガス排出量の届出やエネルギーの使用に関する合理化計画の策定など、温暖化対策や省エネルギー対策を進めるための様々な制度が整備されました。この中で、年間の温室効果ガス排出量やエネルギー使用量が一定規模を超える事業者(※2)は、前述した届出や計画策定等が義務付けられることとなり、本市も対象事業者として、これら法令等への対応が必要な状況となっています。

また、平成 23 年 3 月にわが国を襲った東日本大震災は、原子力発電所をはじめとする多くの発電設備に甚大な被害をもたらし、我々は電力不足というこれまで経験したことのない深刻な事態に直面することとなりました。震災直後には緊急措置として計画停電が実施されるとともに、国における電力需給対策として、市民・事業者・行政などあらゆる電力需要家に対する節電要請や、大口需要家に対する電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) に基づく電力使用制限といった対策が講じられました。本市においても、この電力不足に対応するため、市民・事業者・行政が一体となった節電対策に取り組み、市施設についても照明や空調の使用抑制をはじめとしてさまざまな対策を実施してきたところです。

このような状況を踏まえ、本計画は、市域における温室効果ガスの削減に貢献するという役割とともに、引き続き想定される電力需給問題への対応など、本市に課せられたさまざまな責務を着実に果たしていくため、より一層の率先した温暖化対策に取り組むことを目的として策定するものです。

(※1) 平成 18 年度における市域全体の温室効果ガス総排出量は 443 万 t-CO_2、同じく市の事務事業に伴う総排出量は 10.7 万 t-CO_2。

(※2) 温対法では、温室効果ガスの種類毎に年間の排出量が CO_2 換算で 3,000t 以上の事業者 (特定排出者) に対し、温室効果ガス算定排出量等の報告を義務付けている。

省エネ法では、年間のエネルギー使用量が原油換算で 1,500ｋｌ以上の事業者 (特定事業者) に対し、エネルギー使用量の報告や、エネルギー消費原単位を中長期的に年平均 1%以上低減させることを目標としたエネルギーの使用の合理化に関する計画 (中長期計画書) の策定を義務付けている。

県条例では、年間のエネルギー使用量が原油換算で 1,500ｋｌ以上又は使用する車両が 100 台以上の事業者 (特定大規模事業者) に対し、事業活動温暖化対策計画書の策定や排出状況の報告を義務付けている。

１－３　計画の位置付け

本計画は、温対法第 20 条の 3 に基づき都道府県及び市町村が定めることとされている、地方公共団体実行計画の事務事業編として策定します。

また、平成 22 年 3 月に策定した「相模原市環境基本計画」（以下「環境基本計画」といいます。）や、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）との整合を図りつつ、温室効果ガスの削減に向けた具体的な対策を盛り込むこととします。

【地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）】

（地方公共団体実行計画等）

第二十条の三　都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

２　地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（１）計画期間

（２）地方公共団体実行計画の目標

（３）実施しようとする措置の内容

（４）その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

【本計画の位置付け】

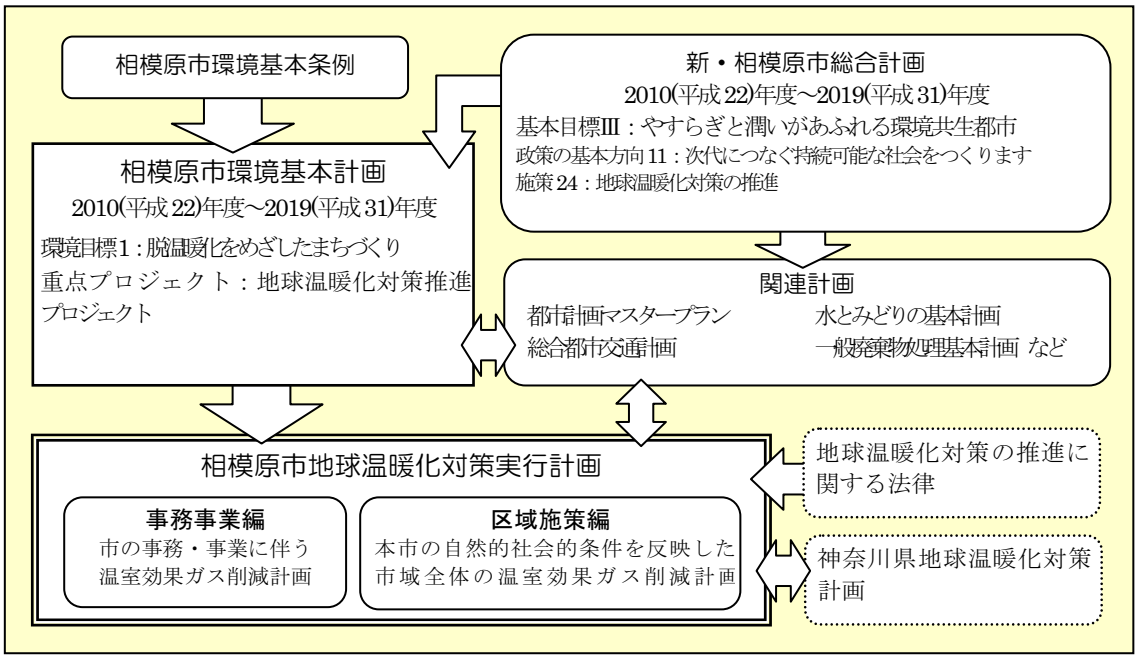

１－４　旧計画における取組

旧計画では、ISO14001 規格に基づく環境マネジメントシステムによる環境負荷の低減や、小中学校をはじめとする公共施設への太陽光発電設備の設置、ごみ減量化の推進などの取組により、市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減に取り組んできました。

１．旧計画の概要

・計画期間　平成 16 年度～平成 20 年度（5 年間）

※地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定と併せた改訂としたため、平成 23 年度まで計画期間を延長

・基準年度　平成 12 年度（113,331t-CO_2）

・削減目標　平成 20 年度の温室効果ガス排出量を基準年比で 6%削減

２．目標の達成状況と温室効果ガス総排出量の推移

平成 20 年度における温室効果ガス総排出量は、津久井地域との合併による施設の増加分を除き 108,264t-CO_2 となり、基準年の 113,331t-CO_2 に対して 5,067t-CO_2、約 4.5%の減少となりました。

なお、平成 22 年度までにおける温室効果ガスの排出状況の推移は図１－１となります。

図１－１【温室効果ガス総排出量の推移（旧計画）】

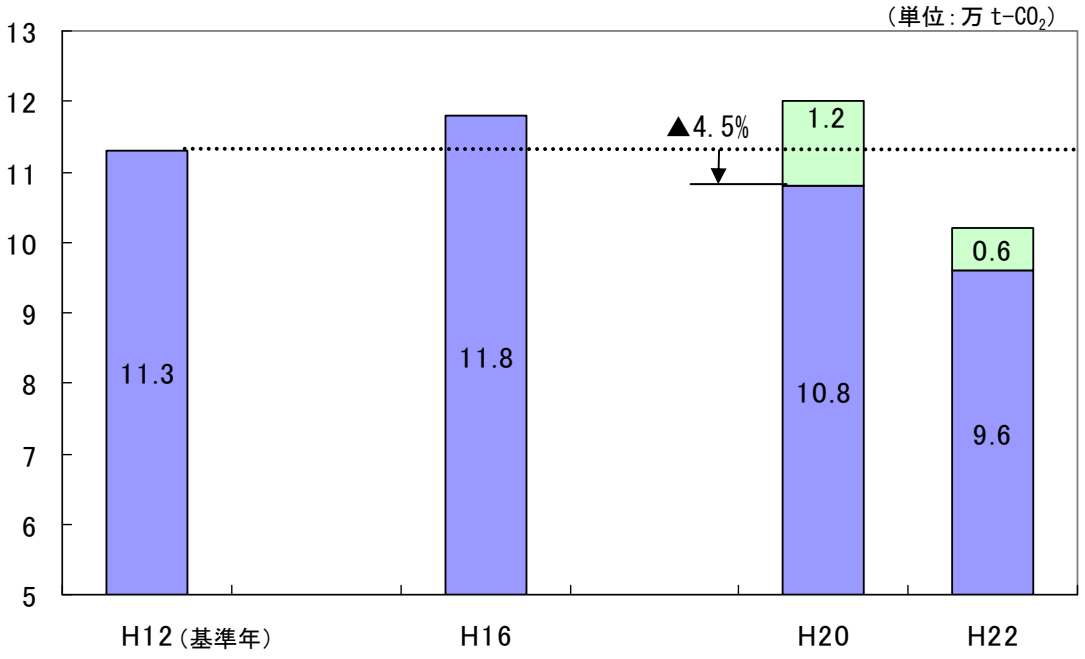

平成 20 年度以降におけるグラフ上段の数値は、津久井地域の温室効果ガス排出量

※　平成 22 年度の排出量が大幅に減少していますが、旧市域においては南清掃工場における廃棄物焼却排熱を利用した発電による余剰電力売電量の増加、津久井地域においては津久井クリーンセンターのごみ焼却の終了が大きな要因となっています。

※　基準年と平成 22 年度の排出量を比較した結果は次のとおりとなります。

・旧市域での平成 22 年度温室効果ガス総排出量　95,753t-CO_2
（基準年比▲17,578t-CO_2、▲15.5%）

・全市域での平成 22 年度温室効果ガス総排出量　102,121t-CO_2
（基準年比▲11,210t-CO_2、▲ 9.9%）

第２章　計画の基本的事項

２－１　計画期間

本計画の期間は、環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）との整合を図り、**平成 24 年度から平成 31 年度までの 8 年間**とします。

なお、平成 23 年 3 月にわが国を襲った東日本大震災の影響により、国におけるエネルギー政策や温暖化対策について、大幅な見直しが進められている状況にあります。こうしたことから、計画期間中に、自然的・社会的条件等に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて取組の内容や目標等について見直しを行います。

２－２　基準年度

基準年度は、本市の事務事業における活動量が適切に把握できる年度で設定する必要があります。

環境基本計画や地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では平成 18 年度を基準年としておりますが、本計画に基づく取組の成果を適切に評価・検証するためには、政令市移行に伴う事務事業や施設の増加等を踏まえた活動量を基準とする必要があることから、**平成 22 年度**を基準年度として設定します。

２－３　計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、本市が行う全ての事務事業とします。

外部への委託等により実施する事務事業について、指定管理施設の運営に係るものは計画の範囲に含めることとします。その他の委託等による事務事業については対象外としますが、委託業務を行う受託者等に対し、業務上の環境配慮を要求することとします。

２－４　計画の対象とする温室効果ガス

温対法第 2 条第 3 項では、温室効果ガスとして次の 6 種類の物質が規定されています。

① 二酸化炭素（CO_2）
② メタン（CH_4）
③ 一酸化二窒素（N_2O）
④ ハイドロフルオロカーボン（HFC）
⑤ パーフルオロカーボン（PFC）
⑥ 六フッ化硫黄（SF_6）

このうち、本計画で算定対象とする温室効果ガスは、本市の事務事業による排出量が微量または排出されない HFC・PFC・SF_6 を除き、**二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素の 3 ガス**とします。

表２－１【温室効果ガスの種類と主な発生源等】

種類	主な発生源	地球温暖化係数（※3）
二酸化炭素（CO_2）	・燃料（都市ガス、ガソリン等）の燃焼 ・他人から供給された電気の使用 ・一般廃棄物の焼却	1
メタン（CH_4）	・一般廃棄物の焼却 ・下水、し尿の処理	21
一酸化二窒素（N_2O）	・一般廃棄物の焼却 ・下水、し尿の処理	310
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	・エアコンや冷蔵庫の冷媒	140-11,700
パーフルオロカーボン（PFC）	・半導体素子等のドライエッチング	6,500-9,200
六フッ化硫黄（SF_6）	・変圧器等に封入される電気絶縁ガス	23,900

(※3)温室効果ガスの物質ごとに、二酸化炭素と比較した地球温暖化をもたらす程度を示す数値。温対法施行令で定められる。

２－５　温室効果ガス総排出量の算定

温室効果ガス総排出量の算定方法は、平成 19 年 3 月に環境省が策定した「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に基づき、算定項目ごとの活動量に排出係数を乗じた後、表２－１の地球温暖化係数を乗じて算出します。

温室効果ガス排出量＝
Σ（ 活動量① × 排出係数② × 地球温暖化係数③ ）

①活動量

電気や都市ガス等の燃料使用量、焼却したごみ量などを表します。

②排出係数

活動量 1 単位あたりの温室効果ガス排出量を算定するために用いる係数です。

排出係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号。以下「温対法施行令」といいます。）によって定められた係数を使用します。なお、本計画に基づく取組の成果を適切に評価するため、参考として基準年に用いた排出係数による排出量を算定します。

③地球温暖化係数

温室効果ガスの物質ごとに、二酸化炭素と比較した地球温暖化をもたらす程度を示す数値として温対法施行令で定める係数(表２－１)を用います。

※　電気の使用に伴う CO_2 排出量の算定に関し、旧計画と本計画では使用する排出係数が異なります(※4)。また、旧計画では清掃工場の廃棄物焼却排熱を利用した発電のうち、売電による温室効果ガスの削減効果を排出量から除外していましたが、各法令による算定方法等との整合性から、本計画ではこの計算は用いないこととします。

このため、基準年となる平成 22 年度の温室効果ガスについて、本計画での算定方法を用いた排出量は 118,414t-CO_2 と算定されます。

(※4)旧計画では計画策定時の排出係数（平成 21 年度以降は温対法に基づく温室効果ガス算定排出量の報告に用いる電力事業者別の排出係数）を使用していましたが、温対法施行令の改正に伴い、本計画では温対法に基づく温室効果ガス総排出量の算定に用いる電気事業者別の排出係数を使用します。

第３章　温室効果ガスの排出状況と削減目標

３－１　温室効果ガスの排出状況

基準年度である平成 22 年度の温室効果ガス総排出量は 118,414t-CO_2 で、温室効果ガスの種別で見ると二酸化炭素（CO_2）が 114,743t-CO_2、一酸化二窒素（N_2O）が 3,482t-CO_2、メタン（CH_4）が 189t-CO_2 となっています。このため、本計画では本市の事務事業に伴い排出される温室効果ガス総排出量の約 97％を占める二酸化炭素を削減対象として対策を進めます。

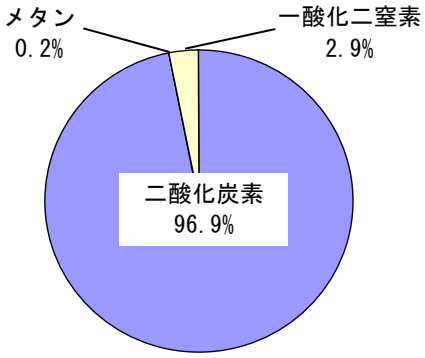

図３－１【基準年における温室効果ガスの種類別排出状況】

二酸化炭素の排出要因については、主なものとして廃棄物の焼却に伴い生じるものと、電力の使用によるものが挙げられます。

図３－２【二酸化炭素の排出状況と排出要因】

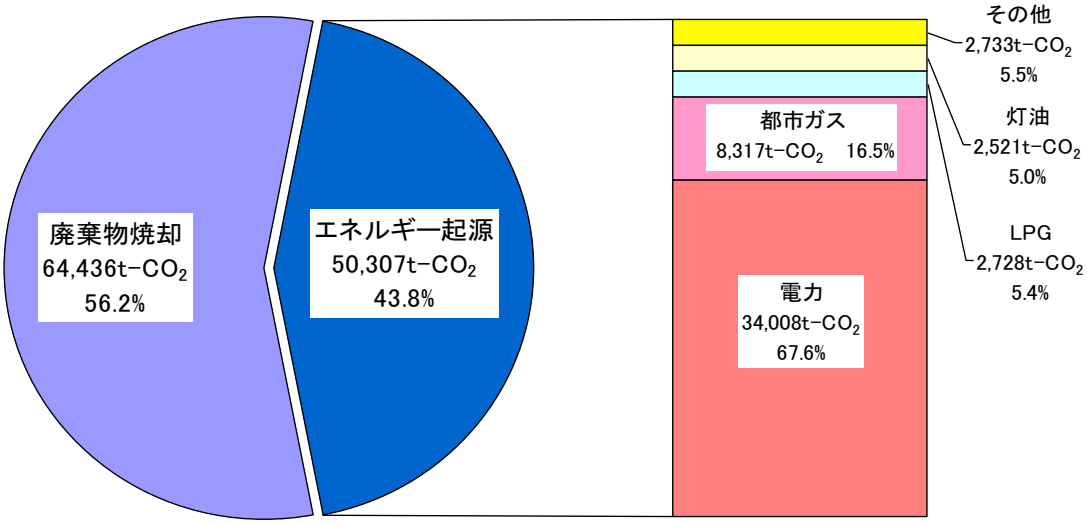

図３－２に示すとおり、エネルギー起源 CO_2 については、電力及び都市ガスの使用による排出が８割以上を占めていることから、主としてこれらのエネルギーの使用削減に向けた対策を講じることが必要です。また、廃棄物焼却に伴う二酸化炭素が全体の５割以上を占めていることから、より一層のごみの減量化・資源化に取り組む必要があります。

３－２　削減目標

本市の事務事業に伴う二酸化炭素排出量を、
平成 31 年度に基準年（平成 22 年度）比で 15%削減する

環境基本計画では、「脱温暖化をめざしたまちづくり」を環境目標の一つに掲げ、計画の最終年度（平成 31 年度）において、市域全体における温室効果ガスのうち、その約 99%を占める二酸化炭素の排出量を 15%以上削減することを目標としています。また、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）においても同様の削減目標を掲げ、市民・事業者・行政などあらゆる主体の連携・協働による、温室効果ガスの削減に向けた具体的な取組を定めています。

こうした中、本市も市内の大規模な排出事業者としての役割を果たし、市域全体における削減目標の達成に寄与することが求められることから、本計画においても前述した計画と同様の削減目標を設定し、積極的な温暖化対策に取り組むこととします。

【環境基本計画に掲げる削減目標等】

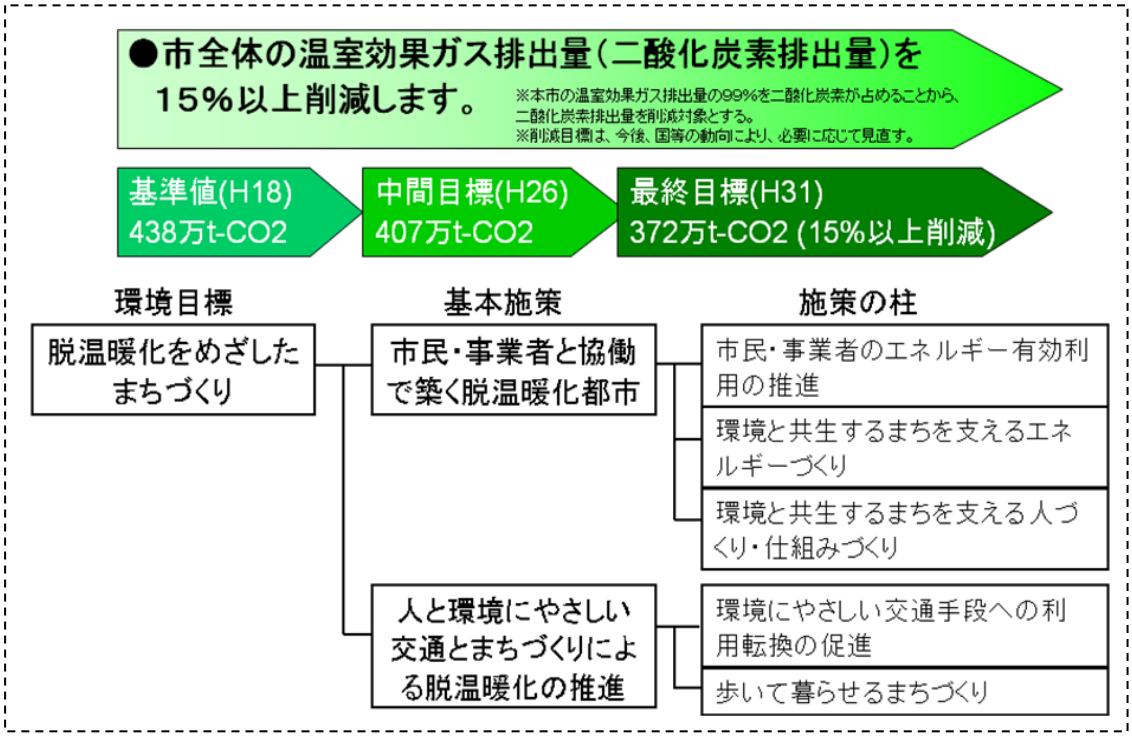

第４章　温室効果ガスの排出削減に向けた取組

本市の人口は、今後も緩やかな増加傾向で推移すると見込まれます。この人口増に伴い、サービスの提供や施設整備をはじめとするさまざまな行政需要についても増加が見込まれますが、このことは、さらなるエネルギー需要をもたらすことから、市の事務事業から発生する温室効果ガスを増加させる要因となると考えられます。

このような状況を踏まえ、これまで以上に職員一人ひとりが地球環境の保全に対する高い意識を持ち、エコオフィス活動の徹底や省エネルギー設備の導入など、本計画に掲げた温室効果ガスの削減目標の達成に向けて、全庁横断的な取組を推進します。

４－１　施設・設備の対策

（１）再生可能エネルギーの導入

再生可能エネルギーは化石燃料に依存しないクリーンなエネルギーであり、温室効果ガスの削減に大きく寄与することから、あらゆる部門においてその導入拡大が期待されています。市施設においても、太陽光をはじめとする再生可能エネルギー利用設備の積極的な導入を進めます。

①太陽光発電設備

あらゆる施設において、新設・改修等の機会を捉えて太陽光発電設備の設置を検討し、積極的な導入を図ります。特に、小中学校・公民館・こどもセンター・文化施設・スポーツ施設など日常的に多くの市民が利用する施設については、CO_2削減効果のほか、市民への普及啓発や環境教育への活用という観点からも設置効果が期待されるため、施設の構造等を勘案しつつ、導入を進めます。

【夢の丘小学校（20ｋW）】

【相模原麻溝公園競技場（20ｋW）】

②太陽熱利用設備

太陽熱利用設備は、エネルギーの変換効率が高く、二酸化炭素の削減効果が高い設備です。特に、高齢者福祉施設やスポーツ施設といった給湯需要の多い施設については、新設・改修等の機会には太陽熱利用設備の導入を検討し、積極的な導入を図ります。

③その他の再生可能エネルギー利用設備

小水力・バイオマス・風力などその他の再生可能エネルギーについては、本市の自然的特性を生かしたエネルギーの活用や市民に対する再生可能エネルギーの普及啓発・環境教育という視点を踏まえ、施設の周辺環境等を考慮しつつ導入を検討します。

（２）省エネルギー設備・機器等の導入

施設の省エネ化については、空調・照明や OA 機器等の電気を使用する設備、また空調や給湯等の都市ガスを使用する熱源設備における対策が主なものとなります。施設規模や利用形態、また費用対効果等を勘案しつつ、高効率な設備への更新や新規導入を進めます。

①高効率熱源機器等の導入

エネルギーを多量に使用する施設においては、ヒートポンプ方式による高効率熱源機器や、エネルギーの効率的利用が図られるコージェネレーションシステムの導入を進めます。

②省エネ型照明機器の導入

省エネルギー型・高効率型の照明機器を導入します。特に、LED 照明については、現在、技術の安定化や価格の低減等により急速に普及が進んでいるため、施設の用途や利用形態等に応じて各施設への導入を進めます。また、公園灯や道路照明等の工作物についても、LED 照明等の省エネ・高効率型照明機器の導入や更新を実施します。

③エネルギー計測管理の強化

施設の省エネルギー化を図る上では、設備ごとにエネルギーの使用実態を的確に把握し、かつ最も効率的・効果的な運転を行う必要があります。エネルギーを多量に使用する施設については、エネルギー設備全体の監視を自動化するとともに、きめ細かな制御によって施設全体のエネルギー消費の最小化・最適化を図る「ビルエネルギー管理システム（BEMS)」の導入を検討します。

（３）建築物の省エネ化

省エネルギー設備の導入・更新のほか、施設の規模や利用形態等の特性に応じて以下の取組を進めます。

①建築物の断熱性能の向上

建築物の屋根・壁面等に高断熱材を使用する等、建築物の断熱性の向上を図ります。

②緑化の推進

ヒートアイランド対策という観点も含め、屋上緑化・壁面緑化（みどりのカーテン）を積極的に取り入れます。

③雨水利用の促進

資源の有効利用という観点から、雨水の適正利用が可能な場合は、雨水利用設備（雨水タンク）を設置します。

（４）ESCO 事業の検討

エネルギーを多量に使用する施設においては、民間事業者による省エネルギーに関する包括的なサービスである ESCO 事業(※5)の導入を検討します。

(※5)ESCO とは「Ｅnergy Ｓervice Ｃompany（エネルギーサービスカンパニー)」の略。民間の ESCO 事業者が、工場やビルの省エネルギーに関する計画立案・設計・施工といった包括的なサービスを提供することにより、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにはその効果を保証する事業のこと。また、顧客が ESCO 事業に要した費用は、削減したエネルギーコストで回収できる仕組みとなっている。

４－２　公用車の対策

各課・機関等が管理する車両を含めた全ての公用車については、引き続きアイドリングストップの実施や公用自転車の利用促進などに努めるとともに、以下の取組により燃料使用量の削減を図ります。

①公用自動車の適正利用（エコドライブの実践）

・駐車時及び５分以上の停車時はエンジンを停止します。
・加減速の少ない運転を心がけます。
・走行ルートの合理化や相乗りなど、効率的な走行に努めます。

②エコドライブ研修の実施

車両管理者が実施する各種安全運転研修において、エコドライブを徹底させるための研修を盛り込みます。

③公用自転車の利用促進

「相模原市公用自転車使用要領」に基づき、近距離の移動に際しては公用自転車を利用します。

④低公害車や次世代クリーンエネルギー自動車の導入

公用車の台数削減に努めるとともに、更新や新規導入に際しては、「相模原市庁用自動車に係る環境行動指針」に基づき九都県市指定低公害車を導入するものとし、特に電気自動車をはじめとする次世代クリーンエネルギー自動車を積極的に導入します。

【各区に配置した電気自動車】（左：南区　中央：中央区　右：緑区）

４－３　廃棄物対策

基準年において本市が排出する二酸化炭素のうち、廃棄物焼却に伴う排出が５割以上を占めていることから、温室効果ガスの削減に当たっては、更なるごみの減量化・資源化が必要な状況にあります。

本市では、「循環型社会形成さがみはらプラン 21」（相模原市一般廃棄物処理基本計画）において「4R の推進と循環型スタイルの確立」「資源を循環させる社会システムの構築」「市民・事業者・行政の協働によるごみを出さない環境づくり」を基本方針に掲げ、「ともにつくる資源循環都市　さがみはら」の実現に向けた取組を進めており、引き続きごみの減量化・資源化を推進します。

①４Ｒ推進運動の展開

徹底したごみの減量化・資源化を図るために、市民や事業者に積極的な周知・啓発活動を展開し、ごみの分別や排出ルールの徹底などの取組を行う「4R 推進運動」を市民・事業者・行政が一体となって推進します。

②地域における適正な分別によるごみの減量・リサイクルの推進

市民の自主的な分別・リサイクルを推進するため、集団資源回収や自治会、廃棄物減量等推進員との連携によるごみ集積所の排出指導など、地域におけるリサイクルを推進します。

③バイオディーゼル燃料化推進事業

使用済み食用油をバイオディーゼル燃料（BDF）に再生し、塵芥車等の燃料として再利用するリサイクルシステムを構築します。

④ごみ焼却熱の有効活用

ごみの焼却によって得られる熱エネルギーを近隣施設へ供給することにより、エネルギーの有効活用が図られます。また、熱エネルギーを利用して発電した電力のうち余剰電力を電気事業者へ販売することは、電気事業者が発電する際に使用する燃料が削減されることから、温室効果ガスの削減に間接的に寄与することとなります。

このため、ごみ焼却炉の効率的な運転管理の実施により、排熱による熱エネルギーの有効活用を図ります。

４－４　資源・エネルギーの有効利用

本市では、平成 12 年度に ISO14001 規格に基づく環境マネジメントシステムを導入し、市の事務事業に伴う環境負荷の低減に向けた取組を進めてきましたが、各組織の実情にあったより自律的・効果的なシステムとするため、平成 22 年度より各局及び各区役所が主体となった本市独自のシステム（以下「EMS」といいます。）へ移行しました。

本計画においても、引き続き EMS による省エネルギー活動や環境配慮活動を推進するとともに、職員一人ひとりが地球環境の保全に対する高い意識を持ち、創意工夫によりさらなるエコオフィス活動に取り組みます。

また、市域面積の約 6 割を占める森林は、二酸化炭素の吸収源としての役割を担っており、温室効果ガスの削減効果が期待されることから、本市の特徴である豊かな森林資源を生かした温暖化対策として、市有林の適切な管理や木材の利用拡大などに取り組みます。

エネルギー使用機器の適正利用

①冷暖房機器

・運転管理、温度管理の徹底

運転時における室温の目安は、冷房時 28℃、暖房時 19℃とし、来庁者が不快と感じない範囲で運転を抑制します。

・時間外の運転停止

原則として、時間外の冷暖房機器は停止します。やむを得ず時間外業務で冷暖房が必要な場合は、各施設の管理者に事前に了承を得ることとします。

・ブラインド、カーテン等の利用

ブラインドやカーテン等の利用による適切な遮光・断熱を行い、冷暖房機器の使用抑制を図ります。

・「クール・ビズ」の実施

冷房の使用抑制のため、期間を定めて軽装による執務（クール・ビズ）を実施します。

②照明機器

・昼休みの完全消灯

窓口等の市民利用スペースを除き、職務を行わない事務室等の消灯を徹底します。

・会議室、更衣室、書庫、トイレ等の消灯

会議室、更衣室、書庫、トイレ等については、使用後の消灯を徹底します。

・時間外における適正利用

時間外業務時は、使用していないスペースの消灯を徹底します。

・定時退庁の推進

水曜日、給料日等のノー残業デーの遵守徹底を図るとともに、業務の効率化などにより定時退庁の実施に努めます。

③ＯＡ機器

・電源の適正管理

パソコン・プリンターなど、使用しない時間はこまめな電源オフを実施します。

・省電力機能の活用

スリープモード・スタンバイモードなどの省電力機能がある機器については、積極的に機能を活用します。

④その他の設備・機器等

・エレベーターの稼動抑制

2 台以上のエレベーターを設置する施設においては、来庁者の利便を考慮しつつ、稼動基数を削減します。

・省エネルギー機器の選択

エネルギーを使用する機器を新規に導入もしくは更新する際は、省エネタイプの機器を選択します。

・待機電力の削減

待機電力を削減するため、電気機器を使用しない時は原則としてコンセントからプラグを抜きます。

環境配慮活動の推進

①紙使用量の削減

統合文書管理システムの活用による文書のペーパーレス化、2 イン 1 や資料の共有化によるコピー度数の削減、両面印刷や裏面活用の推進等により、紙使用量を削減します。

②事務室排出ごみの削減

「ごみ・資源排出マニュアル」に従い、資源分別を徹底するとともに、事業活動によって発生したごみのみの排出とし、個人ごみは一切排出しないこととします。また、トナーカートリッジなどについては、極力搬入業者等に回収を依頼します。

③環境配慮製品の購入

「相模原市グリーン購入方針」に基づき定める判断基準並びに購入目標を遵守し、環境に配慮した物品等の調達を推進します。

④さがみ風っ子 ISO の推進

さがみ風っ子 ISO などを通じ、環境教育の充実を図るとともに、児童・生徒及び教職員が一丸となって、環境にやさしい学校づくりに取り組みます。

⑤イベントにおける環境配慮

市が実施するイベント等においては、可能な限り廃棄物の発生抑制やエネルギー使用量の低減化を図るとともに、グリーン電力証書(※6)の購入によるカーボンオフセット(※7)など、温室効果ガスの排出削減に努めます。

森林資源の利活用

①市有林の適切な管理

間伐・枝打ちなどによる市有林の適切な管理を実施し、健全な森林の保全・育成を図ります。

②公共建築物への木材利用の促進

公共建築物の木造化を図るとともに、施設整備に当たっては可能な限り地場産木材を使用するなど、木材利用の拡大に向けた取組を推進します。

(※6)太陽光や風力といった自然エネルギーによって生まれた電気は、電気そのものの価値の他に、省エネルギーや CO_2 排出量削減などといった「環境付加価値」を持っているため、環境付加価値を電気と切り離し、グリーン電力証書というかたちで取引することにより、自然エネルギーによって発電されたグリーン電力を使用しているとみなすことができる制度。

(※7)直接的な施策によって削減できない CO_2（カーボン）を、森林吸収源を守る植林やクリーンエネルギーなどの事業に投資することなどにより、排出した分を相殺（オフセット）する仕組みのこと。

第５章　計画の推進体制及び進行管理

５－１　推進体制

本計画の推進及び進行管理は、EMS の体制を活用します。EMS は、各局・区役所が主体となり、それぞれの組織や施設の実情にあった効果的・効率的な運用を行うこととしているため、本計画に基づく取組についても、各組織の業務内容や施設の管理体制、また改修計画等を考慮しつつ、各局等において主体的に推進することとします。

また、本計画に基づく取組は、省エネ法において策定が義務付けられている、エネルギーの使用に関する合理化計画（中長期計画書）等と密接な関係があります。そのため、本計画に基づく省エネルギー対策の全庁的な調整等については、「相模原市省エネルギー推進会議」（※8）において実施します。

(※8)省エネ法に基づく中長期的な計画等の作成に関する協議及び計画等の実施に係る連絡調整など、本市の事務事業に伴うエネルギーの使用の合理化を総合的に推進するため庁内に設置された組織。各局等の総務室やエネルギー使用量の多い施設を所管する課・機関等で構成。

５－２　進行管理

○進捗状況の管理

- 各組織は、EMS 情報管理システムを活用し、エコオフィス活動の取組状況や所管施設・車両等におけるエネルギー使用量について、自ら進捗状況を管理します。また、省エネルギー設備・機器等の導入や更新等の対策については、EMS カルテへ取組内容を記載し、進行管理を行います。
- 取組結果は、EMS 情報管理システムや EMS カルテの実施結果報告等を基に、各局等及び EMS 事務局において確認及び点検を実施します。

○温室効果ガス排出量の算定

- 温室効果ガス排出量の算定基礎となる年間の活動量は、施設管理を行う組織に対して EMS 事務局が調査を実施し、その結果を基に温室効果ガス排出量を算定します。

○取組結果の評価・検証

- EMS 事務局は、算定された温室効果ガス排出量や取組の実施結果を踏まえ、

本計画の進捗状況や目標の達成状況等を確認します。

・　確認結果を省エネルギー推進会議へ報告し、評価・検証を行うとともに、取組の見直しや改善について検討を行います。また、本計画と市域全体の削減計画が一体となって本市の温暖化対策を推進する必要があることから、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の進行管理の役割を担う「相模原市地球温暖化対策実行計画協議会」に評価・検証の結果を報告します。

○進行管理指標

削減目標に対する達成状況の評価・検証を行うため、進行管理指標を設定し、各年度の取組状況を把握します。

進行管理指標		基準値（H22 使用量）	
エネルギー使用量	電気使用量		90,621,387 kWh
	都市ガス使用量		3,706,857 ㎥
	公用車使用に伴う燃料使用量	ガソリン	454,846 ℓ
		軽油	210,660 ℓ
設備・機器等	再生可能エネルギー設備の導入状況		各年度の導入実績
	省エネルギー設備・機器等の導入状況		各年度の導入実績

○取組結果の公表

取組結果は、年次報告書「さがみはらの環境」や市ホームページ等において公表します。

○計画の見直し

平成 23 年 3 月にわが国を襲った東日本大震災の影響により、国におけるエネルギー政策や温暖化対策について、大幅な見直しが進められている状況にあります。こうしたことから、本計画について、計画期間中に自然的・社会的条件等に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて取組の内容や目標等について見直しを行います。